（建築基準法の一部改正）

第十一条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の二十八の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第七十七条の三十五の十三において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第七十七条の三十五の十三の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

（商品先物取引法の一部改正）

第十二条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第百九十八条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条第一項中「商品先物取引業者は」の下に「、主務省令で定める標識について」を加え、「、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項及び第二百四十条の九において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「掲示して」を「掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第二百四十条の九の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条第一項中「商品先物取引仲介業者は」の下に「、主務省令で定める標識について」を加え、「、主務省令で定める標識を掲げなければ」を「掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「掲示して」を「掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第十三条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第三項を次のように改める。

3　第五十三条、第五十四条又は前条の規定による処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における行政手続法第十五条第四項の規定の適用については、同項中「総務省令」とあるのは「経済産業省令」と、「当該行政庁の事務所」とあるのは「鉱業権者の鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所、町村役場若しくはこれに準ずるもの」と、「当該事務所」とあるのは「当該市役所、町村役場若しくはこれに準ずるものの事務所」と、「とる」とあるのは「とり、かつ、その要旨及び当該措置をとった旨を官報に掲載する」と、「から」とあるのは「又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から」とする。

（採石法の一部改正）

第十四条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の十五の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条中「採石業者は」の下に「、経済産業省令で定めるところにより」を加え、「、経済産業省令で定めるところにより、」を削り、「掲げなければ」を「掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

（海事代理士法の一部改正）

第十五条　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「これをその」を「当該報酬の額について、その」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に、「同様」を「、同様」に改める。

（港湾運送事業法の一部改正）

第十六条　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「を営業所」を「について、営業所」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第二十二条の四の見出し中「掲示」を「掲示等」に改める。

第四十条第一号を次のように改める。

一　第十二条（第二十二条の四及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は第十二条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

第四十条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第三十二条の二の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

（道路運送車両法の一部改正）

第十七条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「見易いように掲示しなければ」を「見やすいように掲示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第九十六条の四第二項第四号中「（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）」を削る。

（信用金庫法の一部改正）

第十八条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第二項第一号ハを次のように改める。

ハ　虚偽の公告（第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置、第八十九条第一項において準用する同法第三十八条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の九第二項の規定による掲示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む。）

第八十九条第二項中「読み替える」を「、同法第十六条第二項及び第三十八条第二項中「第五十七条」とあるのは「信用金庫法第八十七条の四第一項」と、「同条第一号」とあるのは「同項第一号」と、「は、同項」とあるのは「は、前項」と読み替える」に改め、同条第三項中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第四項中「第五十二条の四十五第五号」を「第五十二条の二の九第三項中「第四十九条の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七条」とあるのは「信用金庫法第八十七条の四第一項」と、「同条第一号」とあるのは「同項第一号」と、同法第五十二条の四十五第五号」に改める。